

令和元年台風第 19 号に係る
これまでの対応について

令和 2 年 3 月 24 日
全員協議会

目 次

| | | | |
|----|--|-------|----|
| 1 | 住家、農産物、稲わら収集・処理、災害廃棄物及び り災証明（市民経済部） | ・ ・ ・ | 1 |
| 2 | 特別史跡多賀城跡附寺跡被害対応 （教育委員会事務局） | ・ ・ ・ | 5 |
| 3 | 農業園芸施設の被害に対する補助（市民経済部） | ・ ・ ・ | 7 |
| 4 | 住宅の応急修理（総務部） | ・ ・ ・ | 8 |
| 5 | 災害見舞金（保健福祉部、市民経済部） | ・ ・ ・ | 10 |
| 6 | 災害援護資金貸付（保健福祉部） | ・ ・ ・ | 12 |
| 7 | 国民健康保険窓口一部負担金及び国民健康保険税の 減免等（保健福祉部） | ・ ・ ・ | 13 |
| 8 | 介護サービス利用料及び介護保険料の減免 （保健福祉部） | ・ ・ ・ | 14 |
| 9 | 災害義援金（会計課、保健福祉部） | ・ ・ ・ | 15 |
| 10 | 水道料金等の減免（上水道部、建設部） | ・ ・ ・ | 17 |
| 11 | 松島町に対する職員短期派遣（総務部） | ・ ・ ・ | 19 |
| 12 | 災害見舞金（寄附金）収入（総務部） | ・ ・ ・ | 20 |

■ 令和元年台風第19号による被災区分別集計表(住家部分)

(令和元年12月20日 17:00現在)

(単位:棟・戸)

| 被災区分 | 床上浸水 | | 床下浸水 | | 風害 | | 合計 | | 備考 | 床上浸水 (非住家・店舗等) 棟数 |
|------|------|----|------|-----|----|----|-----|-----|----|-------------------------|
| | 棟数 | 戸数 | 棟数 | 戸数 | 棟数 | 戸数 | 棟数 | 戸数 | | |
| 新田 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 1 | 3 | 3 | | 0 |
| 高橋 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | | 0 |
| 山王 | 3 | 3 | 16 | 16 | 0 | 0 | 19 | 19 | | 3 |
| 南宮 | 4 | 15 | 16 | 29 | 0 | 0 | 20 | 44 | | 0 |
| 市川 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | | 0 |
| 浮島 | 1 | 1 | 15 | 18 | 0 | 0 | 16 | 19 | | 1 |
| 高崎 | 0 | 0 | 14 | 30 | 0 | 0 | 14 | 30 | | 0 |
| 東田中 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 0 |
| 中央 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | | 0 |
| 留ヶ谷 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | | 3 |
| 城南 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 0 |
| 伝上山 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 1 |
| 鶴ヶ谷 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 3 |
| 丸山 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| 下馬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 0 |
| 笠神 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| 大代 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | | 1 |
| 桜木 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 0 |
| 栄 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 1 |
| 明月 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | | 0 |
| 宮内 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| 八幡 | 7 | 35 | 39 | 96 | 0 | 0 | 46 | 131 | | 4 |
| 町前 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| 合計 | 16 | 55 | 107 | 196 | 6 | 6 | 129 | 257 | | 17 |

※ 床下浸水戸数にはアパート2階部分を含む

2 農産物の被害状況

(令和2年2月29日現在)

| 品目・種別 | 被災場所 | 被害状況 | 被害額 |
|-------|------|--------------------------------|---------|
| 水 稻 | 市内全域 | 耕作地の浸水 (25.1ha) | 2,586千円 |
| 大 豆 | 新田地区 | 耕作地の浸水 (17.6ha) | 実被害なし |
| 野 菜 | 市内全域 | 耕作地の浸水 (3.5ha) | 9,130千円 |
| 園芸施設 | 市川地区 | 暖房機、自給式ポンプの破損、 パイプハウスビニール破損 | 738千円 |
| 農業用機械 | 市内全域 | コンバイン、管理機等の破損 | 1,403千円 |

被害総額 13,857千円

3 漂着稲わらの収集及び処理状況

(1) 稲わら総袋数 9,518袋 (フレコンバッグ)

(内訳) 南宮仮置場: 1,409袋、市川仮置場: 8,109袋

(2) 稲わら総重量 1,848.35t (1袋当たり約194kg)

(3) 収集・運搬・処理について (令和元年10月16日～令和2年3月10日)

ア 収集業務

(ア) 内容: 市内に漂着した稲わらの収集及び仮置き場までの運搬

(イ) 業者: 多賀城市建設災害防止協議会

(ウ) 期間: 令和元年10月16日～同年12月7日

イ 運搬業務

(ア) 内容: 仮置き場から処理先までの運搬

(イ) 業者: 多賀城市建設災害防止協議会

(ウ) 処理先及び搬入期間

①宮城東部衛生処理組合 令和元年11月15日～同年12月19日

②日高見牧場株式会社 令和2年1月14日～同年3月10日

ウ 処理業務

内容: 稲わらの焼却及び堆肥化处理

①焼却処理: 宮城東部衛生処理組合

処理期間: 令和元年11月15日～同年12月19日

②堆肥化处理: 日高見牧場株式会社 (登米市)

処理期間: 令和2年1月14日～同年3月10日

| | 処 理 方 法 | 重 量 | 割 合 |
|---|----------------------|-----------|------|
| ① | 宮城東部衛生処理組合 (焼却処理) | 305.91t | 17% |
| ② | 日高見牧場株式会社 (堆肥化处理) | 1,542.44t | 83% |
| | 合 計 | 1,848.35t | 100% |

4 災害廃棄物（漂着稲わらを除く）の処理状況

（令和2年3月10日 終了）

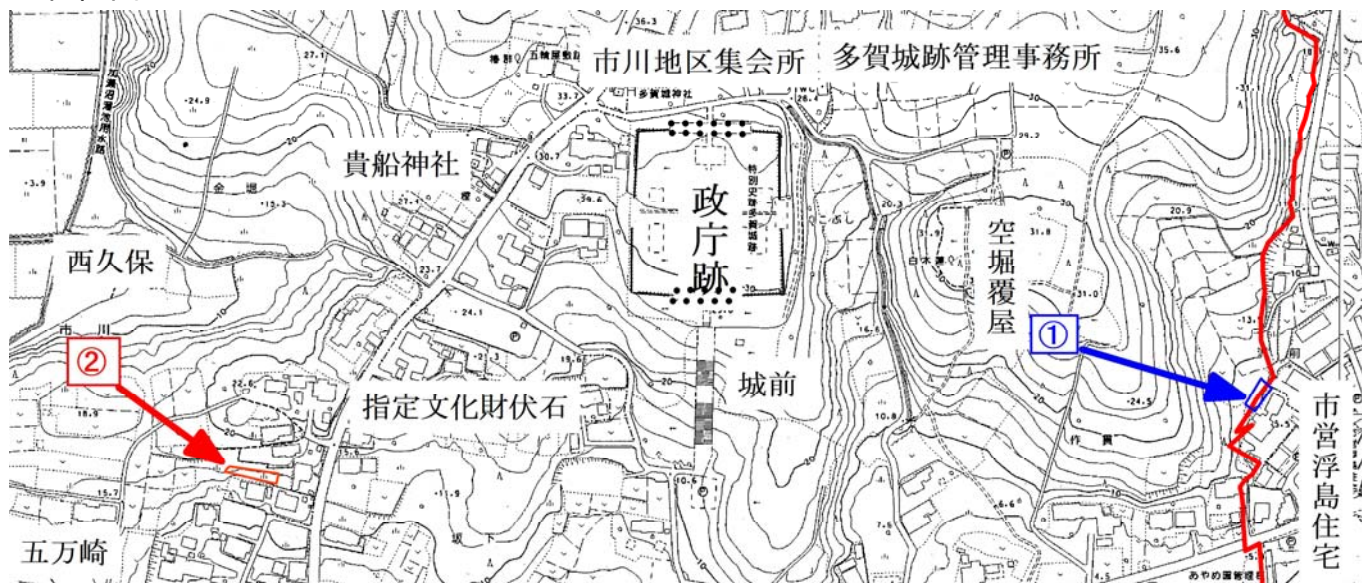
| 種別・品目 | 数量 | 単位 | 重量 | 単位 | 委託事業者等 |
|-----------------------|-----|----|-------|----|---|
| 1 家財（片付けごみ）等 | | | 20.53 | t | 運搬：(株)多賀城清掃センター 及び生活環境課対応 処理：宮城東部衛生処理組合 |
| 可燃ごみ | | | 14.74 | t | |
| 不燃粗大ごみ | | | 5.79 | t | |
| 2 家電リサイクル対象廃棄物 | 39 | 台 | 1.45 | t | 運搬：(株)豊島 処理：東北トラック(株) (指定引取業者) |
| テレビ | 9 | 台 | 0.10 | t | |
| 冷蔵庫 | 19 | 台 | 0.89 | t | |
| 洗濯機 | 11 | 台 | 0.46 | t | |
| 3 適正処理困難物 | 107 | 個 | 4.20 | t | 運搬及び処理：(株)豊島 |
| スプリング入りソファ | 9 | 個 | | | |
| スプリング入りマットレス | 13 | 個 | | | |
| 車両タイヤ | 29 | 個 | | | |
| オイルヒーター | 1 | 個 | | | |
| パソコン（本体） | 2 | 個 | | | |
| パソコン（モニター） | 1 | 個 | | | |
| ガスボンベ | 1 | 個 | | | |
| 金属くず | 1 | 個 | | | |
| グラスウール（1,550mm×500mm） | 50 | 個 | | | |
| 4 稲わら撤去作業等に伴い発生した廃棄物 | | | 24.41 | t | 運搬：多賀城市建設災害防止 協議会 処理：宮城東部衛生処理組合 |
| 可燃ごみ（フレコンパック等） | | | 24.41 | t | |
| 合計(重量) | | | 50.59 | t | |

5 り災証明書等発行件数（令和2年2月29日現在）

- (1) り災証明書発行件数 137件（うち住民登録なし3件）
 (2) り災届出証明書発行件数 104件

◆特別史跡多賀城跡附寺跡 台風19号被害対応等

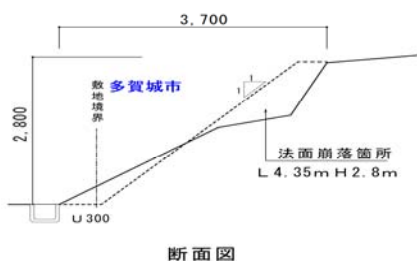
1 位置図



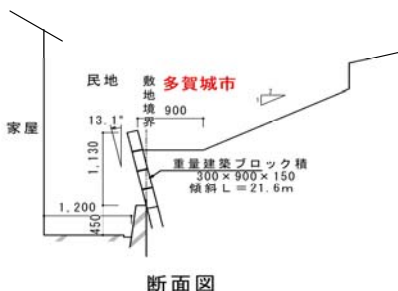
2 場所、被害状況

- ① 宮城県多賀城市市川字作貫23番1 : 昭和61年に公有化した文化財用地にて、崖が長さ4.35m、高さ2.8mの範囲で崩落し隣接する住宅地内へ土砂が流出した。
- ② 宮城県多賀城市市川字五万崎29番14 : 平成12年に公有化した文化財用地にて、全長21.6mの重量建築ブロックが、土圧により住宅地側へ傾いた。

3 対応等



- ① 災害発生後速やかに、崖崩れ再発防止のために応急処置として耐水シートを設置した。令和2年第1回市議会定例会に補正予算を計上し、その後委託契約を締結して、現在、崩落箇所及び土側溝越流防止のための土のう積工を進めている。



- ② 令和元年第4回市議会定例会に補正予算を計上し、文化庁の事前着工届の承認を受けた後、令和2年1月に契約を締結し、重量建築ブロックの撤去処分、法面整形、防草シートの設置、側溝の施工等現場での作業が終了している。

農業園芸施設等の被害に対する補助について

1 補助の概要

令和元年台風第19号の大雨により、市内の農業者等が所有する園芸施設や農業用機械に被害が生じたことから、これらの資産の再取得又は修理に対し、国・県の支援に基づき費用の一部を補助するもの

2 補助の内容

(1) 園芸施設（附帯施設を含む。）の再建、修繕

※ 必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む。

【例】パイプハウス、鉄骨ハウス、加温用ボイラー、水耕栽培用機械など
ただし、補助の条件として補助後は園芸施設共済への加入が必要

◆補助割合：7/10（財源：国3/10、県4/10）

（注）実際の補助額は、園芸施設共済の加入状況により異なる。

(2) 農業用機械の再取得、修理

※ 複数の被災農業者が、共同で利用する農業用機械等の再取得を含む。

【例】トラクター、田植機、コンバイン、管理機など

◆補助割合：9/10（財源：国5/10、県4/10）

3 補助の対象とならないもの

(1) 補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ等）や消耗品（燃料、農薬等）

(2) 農業生産や加工に必要な施設以外の施設（販売に関する施設等）

4 補助の範囲

補助金の上限、下限は設けない。

5 補助の見込額

(1) 園芸施設（附帯施設を含む。）

ア 補助対象者数 1名（修繕）

| | | | | | |
|----------|-------|---|-------|---|---------|
| イ 補助金算定式 | 738千円 | × | 7/10 | ≒ | 516千円 |
| | (被害額) | | (補助率) | | (補助見込額) |

(2) 農業用機械

ア 補助対象者数 5名（全員修理）

| | | | | | |
|----------|---------|---|-------|---|---------|
| イ 補助金算定式 | 1,403千円 | × | 9/10 | ≒ | 1,259千円 |
| | (被害額) | | (補助率) | | (補助見込額) |

補助見込額の計 1,775千円

住宅の応急修理制度について

1 事業の概要

「令和元年台風第19号」による「り災証明書」に基づき、「全壊、大規模半壊、半壊又は一部損壊（準半壊）した住宅」で、自らの資力では修理できない世帯を対象に、市が工業者に修理を依頼して一定の金額の範囲内で応急修理する制度

2 対象世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となる。

- (1) 居住する住宅が「大規模半壊」、「半壊」又は「一部損壊（準半壊）」の被害を受け、自らの資力では修理することができないこと。

※「全壊」の住宅でも応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となる。

- (2) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- (3) 災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む。）を利用しないこと。
- (4) 修理が未着工であること。

3 応急修理の範囲

住宅の居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。

- (1) 災害の被害と直接関係のある修理のみが対象となる。
- (2) 内装に関するものは原則対象外

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、床や外壁の修理の部分のみ対象になる。

4 応急修理の優先度

- (1) 屋根、柱、梁、外壁、床、基礎等
- (2) ドア、窓等の開口部
- (3) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線
- (4) 衛生設備

5 応急修理の対象外

- (1) 内装（壁紙、間仕切壁、襖障子、床組工事を含まない畳・フローリングの交換）
- (2) 台風と直接関係のない部分の修理
- (3) 家具、家電製品
- (4) 清掃（泥上げ含む。）・片付け
- (5) 廃棄にかかる費用（処分費・運搬費等）

6 支給限度額

- (1) 一部損壊（準半壊 損害割合10%以上20%未満）の場合
一世帯当たり最大30万円（税込）
- (2) 半壊・大規模半壊・全壊の場合
一世帯当たり最大59万5千円（税込）

※限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となる。

7 対象戸数等見込み

- (1) 大規模半壊、半壊 なし
- (2) 一部損壊（準半壊） 4戸（件）
支給見込み額 1,200,000円（300,000円×4件）

8 実績

- (1) 大規模半壊、半壊 なし
- (2) 一部損壊（準半壊） 3件
支給済み額 899,925円
 内訳 300,000円 × 2件
 299,925円 × 1件

※上記7(2)の対象見込み4件のうち1件については、対象者から当該制度を利用した修理は行わない旨の申出があったもの

■災害見舞金関係〈世帯主向け〉

台風第19号で家屋に被害を受けた方々にお見舞金を支給したもの

1 支給対象者

以下のすべての要件を満たす方

- ・居住している家屋が「床上浸水」の被害を受け、現に被害を受けた世帯の世帯主
- ・令和元年10月12日時点で住民基本台帳に登録されていること

※アパートの2階等に居住していた場合や併用住宅の居住部分以外のみが床上浸水した場合等は対象外

※市が実施している被災家屋調査において床上浸水の判定が必要

2 支給額 50,000円

3 受付期限

令和元年12月20日（金）まで

4 対象者見込み

対象者：60件

（被災家屋調査の状況により積算）

予算額：3,000千円

5 支給状況

支給決定者：34件

（被災家屋調査結果及び住民基本台帳突合により該当世帯35件に通知）

支給総額：1,700,000円

■災害見舞金関係〈事業主向け〉

台風第19号で事務所又は店舗に被害を受けた事業者の方々にお見舞金を支給したものの

1 支給対象者

以下のすべての要件を満たす方

- ・入居している市内の事務所または店舗が「床上浸水」の被害を受け、現に被害を受けた事業者の事業主
- ・令和元年10月12日時点で事業を営んでいたこと

※倉庫、設備、備品等は対象外

2 支給額 50,000円

3 受付期限

令和元年12月20日（金）まで

4 支給対象見込み

件数：30件

予算額：1,500千円

5 支給状況

支給決定者：18件（対象事業者20件）

支給総額：900,000円

■災害援護資金関係

1 対象となる世帯

令和元年台風第19号により、負傷又は家財に被害を受けた世帯

2 貸付限度額

- (1) 世帯主の1か月以上の負傷・・・150万円
- (2) 家財の1/3以上の被害・・・150万円
- (3) 上記(1)、(2)両方の場合・・・250万円

3 所得制限

世帯人員の所得(市民税における前年の総所得金額)が下記の世帯

| 世帯人員 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人以上 |
|----------|---------|---------|---------|---------|-------------------------|
| 前年の総所得金額 | 220万円未満 | 430万円未満 | 620万円未満 | 730万円未満 | 1人増えるごとに730万円に30万円を加えた額 |

4 貸付条件

| | 利率 | 据置期間 | 償還期間 |
|---------|-------|-------------------|-------------|
| 保証人有の場合 | 無利子 | 3年(特別な事情がある場合は5年) | 10年(据置期間含む) |
| 保証人無の場合 | 年1.5% | | |

5 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

6 対象者見込み

対象見込世帯：3世帯

予算額：4,500千円

7 貸付実績(令和2年1月31日受付終了)

1世帯 1,200,000円

■国民健康保険関係

1 医療費窓口一部負担金等の免除

- (1) 対象者の要件
 - ア 住家の損害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「床上浸水」の場合
 - イ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 など
- (2) 免除期間及び免除対象
災害救助法が適用された日(令和元年10月12日)から令和2年9月30日までの診療、調剤及び訪問看護
(入院時食事療養費等は除く。)
- (3) 免除方法
医療機関等の窓口で上記「対象者」に該当する者であることを申告
ただし、令和2年4月以降は、窓口で免除証明書の提示が必要
- (4) 対象者数(令和2年2月29日現在)
4名(3世帯、一部負担金等免除の実績額 60,281円)

2 国民健康保険税の減免

- (1) 対象世帯の要件及び減免割合
 - ア 住家の全壊、主たる生計維持者が死亡した場合 → 全部減免
 - イ 住家の損害が「大規模半壊」「半壊」「床上浸水」の場合 → 1/2減免
- (2) 減免対象となる保険税
 - ア 平成31年度に課税となる保険税
災害救助法が適用された日(令和元年10月12日)から令和2年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が設定されている平成31年度分の保険税
 - イ 令和2年度に課税となる保険税
 - (ア) 令和2年度分の保険税で、令和3年3月末日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、令和2年4月分から同年9月分までに相当する月割算定額
 - (イ) 平成31年度末に資格を取得したこと等による平成31年度相当分の保険税で令和2年4月以降に普通徴収の納期限が到来するもの
- (3) 減免方法
世帯主からの申請により実施。ただし、平成31年度の減免申請書を受理した対象者については、申請書があったものとみなし、職権により減免する。
- (4) 対象世帯数(令和2年2月29日現在)
3世帯(平成31年度減免実績額 78,650円)

3 その他

- (1) 上記要件のほかにも、収入減少等により、一部負担金等の免除及び保険税減免の該当になる場合あり。
- (2) 一部負担金の免除相当額及び保険税減免相当額ともに特別調整交付金等による国の財政支援の対象となる。
- (3) 宮城県後期高齢者医療保険についても同様の対応を実施
※本市の対象者数(令和2年2月29日現在)
2名

■介護保険関係

1 介護サービス利用料の負担等の免除

- (1) 対象者の要件
 - ア 住家の損害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「床上浸水」の場合
 - イ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 など
- (2) 免除期間及び免除対象
災害救助法が適用された日（令和元年10月12日）から令和2年9月30日までの介護サービス分（介護保険施設等における食費・居住費を除く。）
- (3) 免除方法
介護サービス事業所の窓口で上記「対象者」に該当する者であることを申告。
ただし、令和2年4月以降は、窓口で免除証明書の提示が必要
- (4) 対象者数（令和2年2月29日時点）
なし

2 第1号保険料の減免

- (1) 対象者の要件及び減免割合
 - ア 住家の全壊、主たる生計維持者が死亡した場合 など → 全部減免
 - イ 住家の損害が「大規模半壊」「半壊」「床上浸水」の場合 など
→ 1/2減免
- (2) 減免期間
災害救助法が適用された日（令和元年10月12日）から令和2年9月30日までの間に納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている平成31年度分及び令和2年度分の保険料
- (3) 減免方法
対象者本人からの申請により実施。ただし、平成31年度の減免申請書を受理した対象者については、申請書があったものとみなし、職権により減免する。
- (4) 対象者数（令和2年2月29日現在）
4名（平成31年度減免見込額 93,290円）

3 その他

- (1) 上記要件のほかにも、収入減少等により、介護サービス利用料負担等の免除及び第1号保険料減免の該当になる場合あり。
- (2) 介護サービス利用料負担等の免除相当額及び第1号保険料減免相当額ともに特別調整交付金等による国の財政支援の対象となる。

令和元年台風第19号に係る災害義援金について

1 災害義援金の受入れ状況

令和2年2月29日現在

| 区 分 | 受入れ等年月日 | 配分額（返還額） 又は受入れ額（円） | 備 考 |
|------------|------------|-----------------------|---|
| 宮城県（第1次配分） | 令和元年11月29日 | 概算交付額 1,770,000 | ・一部損壊（準半壊）34世帯 ・床上浸水 38世帯 ・一部損壊（10%未満）151世帯 |
| | 令和2年1月21日 | 返還額 ▲282,000 | ・床上浸水 ▲34世帯 ・一部損壊（10%未満）+21世帯 |
| | 令和2年1月22日 | 追加交付額 60,000 | ・重傷者 1人 |
| | 令和2年2月18日 | 返還額 ▲6,000 | ・一部損壊（10%未満）▲1世帯 |
| | 小 計 | 1,542,000 | |
| 宮城県（第2次配分） | 令和2年2月7日 | 4,112,000 | ・重傷者 1人 ・一部損壊（準半壊）34世帯 ・床上浸水 4世帯 ・一部損壊（10%未満）171世帯 |
| 宮城県受付分 | 小 計 | 5,654,000 | |
| 酒田市 | 令和元年12月5日 | 150,000 | 職員有志 |
| 酒田市議会 | | 50,000 | 市議会議員有志 |
| その他の法人 | 令和2年2月4日 | 2,515,170 | |
| 多賀城市受付分 | 小 計 | 2,715,170 | |
| 合 計 | | 8,369,170 | |

- ・宮城県での災害義援金の受入期間は、令和元年10月16日から令和3年3月31日まで
- ・令和元年11月22日（金）、第1回宮城県災害義援金配分委員会を開催

2 災害義援金の配分基準

| 区 分 | 宮城県第1次配分 | 宮城県第2次配分 | 多賀城市第1次配分 | 合 計 |
|---------------------|----------|----------|-----------|----------|
| 重傷者 | 60,000円 | 160,000円 | 100,000円 | 320,000円 |
| 一部損壊（準半壊） 又は床上浸水 | 12,000円 | 32,000円 | 20,000円 | 64,000円 |
| 一部損壊 （10%未満） | 6,000円 | 16,000円 | 10,000円 | 32,000円 |

- ・令和元年12月3日（火）、第1回多賀城市災害義援金配分委員会を開催
- ・令和2年2月19日（水）、第2回多賀城市災害義援金配分委員会を開催

3 災害義援金の支給状況（宮城県第1次配分）

令和2年2月29日現在

| 被害区分 | 被害程度 | 支給額 | 支給実績 | | 住家被害対象世帯に係る対応済状況 | | |
|------|-------------------------|--------|------|---------|------------------|-----------|-------------------|
| | | | 件数 | 支給額 | 支給世帯 ① | 対象世帯 ② | 執行率 ③ (①/②) |
| 人的被害 | 重傷者 | 60,000 | 1 | 60,000 | | | |
| 住家被害 | 一部損壊 (準半壊) 又は床上浸水 | 12,000 | 29 | 348,000 | 29 | 38 | 76.32 |
| | 一部損壊 (10%未満) | 6,000 | 73 | 438,000 | 73 | 171 | 42.69 |
| 計 | | | 103 | 846,000 | 102 | 209 | 48.8 |

令和元年台風第19号の被災者に対する水道料金等の減免について

令和元年10月12日から13日にかけて本市に接近した台風第19号により、本市が所管する給水区域においても多数の浸水被害が発生したことから、多賀城市水道事業給水条例第36条及び多賀城市下水道条例第32条の規定に基づき、下記のとおり水道料金及び下水道使用料の減免を実施した。

記

1 **対象者** 令和元年台風第19号により浸水被害を受けた住家等において上水道を使用している者

2 **減免基準** 被災住宅等の清掃に水道を使用したものとして、使用水量から下表の水量を減じる。また、使用用途から下水道への流入はないと考えられることから、下水道使用料についても同様の措置を適用する。

| 被災程度 | 減免水量 |
|------|------------------|
| 床上浸水 | 5 m ³ |
| 床下浸水 | 3 m ³ |

3 **認定方法** 申請書及びり災証明書により、使用水栓及び被災程度等を確認し、認定する。

4 **減免方法** 申請受理後に請求する水道料金及び下水道使用料を減免する。
なお、既に転出・転居した水道使用者に対しては、令和元年11月分の料金を減免し還付する。

5 **周知方法** 対象者に通知書及び申請書を送付、広報たがじょう及びホームページに減免制度の記事を掲載

6 **対象件数** 床上浸水47件、床下浸水158件 計205件

7 **申請件数** 床上浸水18件、床下浸水62件 計80件 (令和2年2月29日現在)
(減免件数)

8 **申請率** 床上浸水38.3%、床下浸水39.2% 計39.0%

9 **減免水量** 床上浸水84 m³、床下浸水186 m³ 計270 m³

10 減免金額 水道料金 49,225 円 (床上浸水 10,186 円、床下浸水 39,039 円)
下水道使用料 19,030 円 (床上浸水 2,200 円、床下浸水 16,830 円)
合 計 68,255 円 (床上浸水 12,386 円、床下浸水 55,869 円)

11. 減免金額 床上浸水 水道料金 566 円、下水道使用料 122 円 計 688 円
(1件当たり) 床下浸水 水道料金 630 円、下水道使用料 271 円 計 901 円

※床下浸水の1件当たりの減免額が床上浸水の減免額を上回るのは、減免対象月の平均使用水量の差 (床上浸水 8 m³、床下浸水 18 m³) により、使用水量が多い床下浸水の従量料金単価が高く、減免する従量料金の額も高くなったため。

松島町に対する職員短期派遣について

1 主旨

公共土木施設（道路・河川）、農地（水田）及び農業用施設（ため池・水路等）に甚大な被害を受けた松島町に対し、宮城県からの派遣要請を受け、災害復旧応援のため職員を短期派遣したものの

2 派遣先

宮城郡松島町

3 派遣期間

令和元年11月19日（火）～令和2年1月31日（金）

4 派遣職員所属・職名（土木職 5名）

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| (1) 建設部道路公園課 | 維持修繕係長 | (11/19～11/29) |
| (2) 建設部都市計画課 | 技師 | (12/2～12/13) |
| (3) 建設部復興建設課 | 主幹兼復興工事係長 | (12/16～12/27) |
| (4) 建設部下水道課 | 主幹兼下水道工事第二係長 | (1/6～1/17) |
| (5) 建設部下水道課 | 下水道工事第一係長 | (1/20～1/31) |

5 従事業務

- (1) 被害状況調査、稲わら状況調査、地権者交渉、現場測量業務
- (2) 道路・河川等の災害復旧工事発注に係る現地測量、設計書作成業務
- (3) 災害査定業務

6 引継ぎについて

業務を円滑に進めるため、各派遣者の最終週の木曜日又は金曜日に、次派遣者が松島町へ赴き、前任者からの引継ぎを行った。

災害見舞金（寄附金）収入について

- 1 新潟県村上市（災害時相互応援に関する協定）
令和元年11月（忠 副市長来庁） 100,000 円
- 2 市議会議長会関係
令和元年12月、令和2年3月 計 165,014 円
- 3 市長会関係
令和元年12月、令和2年3月 計 185,943 円
- 4 その他の法人（2件）
令和元年11月、令和2年1月 計 150,000 円